

登録しよう銃砲刀剣類

■文化財課

美術品、骨とう品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録がされていない銃砲・刀剣類は、他人への譲渡はもちろん、所持することもできません。必ず登録してください。

平成22年度の登録審査の日程は、次のとおりです。

日時と場所 ▼6月10日(木)

大津合同庁舎7B会議室(大津市松本一丁目) ▼10月6日(水)

大津合同庁舎7B会議室(大津市松本一丁目) ▼10月6日(水) 大津合同庁舎7B会議室(大津市松本一丁目) ▼10月6日(水)

登録希望者が持参するもの

- ①銃砲刀剣類(現物) ②警察署発行の刀剣類発見届出済証 ③審査手数料(1件につき6,300円)または再交付手数料(1件につき3,500円)

問い合わせ先 園教育委員会

文化財保護課 ☎077-528-4672番、FAX 077-528-4956番

あなたのおうちは大丈夫? 木造住宅などの耐震化を支援します

■木造住宅無料耐震診断

建物が地震に対して安全かどうか、耐震診断員を派遣して無料で診断します。

対象となるのは、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅です。

募集棟数 40棟(先着順)

申込開始日 6月1日(火)

申込方法 耐建築指導課(市役所2階)にある耐震診断実施申込書に必要事項を記入し、建築年月日が分かる書類(確認申請書副本、固定資産税課税明細書の写しなど)とともに同課窓口へ提出してください。なお、申込書は、彦根市ホームページからダウンロードできます。

既存住宅耐震改修事業

建物の耐震改修工事を行うときに、その費用の一部を補助します。

対象となるのは、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で、耐震診断を受けた結果、倒壊する可能性が高いと診断された住宅です。また、建物全体を耐震改修

非自発的理由で失業された人は、国民健康保険料の軽減措置があります

■市保険年金課

勤めていた会社の倒産や解雇など、事業主の都合(非自発的理由)によって離職した人が、在職中と同程度の負担で国民健康保険(以下 国保)に加入できるよう、4月から国保の保険料について、次の負担軽減策を実施します。

該当する人は、市保険年金課で手続きしてください。

対象となる人

▼倒産や解雇などにより離職した人や、雇用契約が更新されない(雇い止め)などにより離職した人で求職者給付(基本手当など)を受ける人

※雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄に記載されたコードが次の場合です。
11・12・21・22・23・31・32・33・34
※65歳以上で離職した人は対象になりません。

軽減される額

国民健康保険料は前年所得などにより算定されるた

め、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

軽減される期間

▼離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間
▼雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受ける期間とは異なります。

▼平成21年3月31日以降に離職された人も対象となり、平成22年度に限り保険料を軽減します。

※平成21年度の保険料は対象となりません。

届出に必要な書類など

▼国民健康保険被保険者証
▼ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証(写し)
▼印鑑

※届出が遅れても対象期間内であれば離職時までさかのぼり、保険料を軽減します。
※雇用保険受給資格者証はハローワークで再発行することができません。

問い合わせ先 市保険年金課

☎30-6112番、FAX 21-22220番

彦根年金事務所からのお知らせ

■彦根年金事務所

保険料を免除されている人への追納制度をお勧めします

保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は、そのままにするため、追納をお勧めします。

そのための、国民年金には10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付することができ、「追納制度」があります。

追納すると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に計算金がかかります。
問い合わせ先 彦根年金事務所
所国民年金課 ☎23-1114番、FAX 23-9038番

年金受給者の皆さんへ「年金振込通知書」が送付されます

日本年金機構では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものです。また、支払額や支払機関などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

なお、平成22年度の年金額は、平成21年度の年金額と同額となるため、年金額改定通知書は送付されません。
問い合わせ先 彦根年金事務所
所お客様相談室 ☎23-1116番、FAX 23-9038番



申告受付が行われますのでご利用ください。
日時 7月8日(木)、9日(金)の午前9時30分～午後4時
場所 彦根労働基準監督署(西今町、彦根合同庁舎1階会議室)

問い合わせ先 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎077-522-6520番

6月30日から改正育児介護休業法が施行されます

■滋賀労働局

子育て期間中の働き方の見直し
①3歳までの子を養育する労働者が利用できる、1日6時間勤務を原則とする短時間勤務制度の導入が、事業主に義務づけられました。

②所定外労働の免除について、3歳までの子を養育する労働者が請求すると取得できる制度になりました。

③小学校就学前の子の看護休暇について、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できるようになりました。

父親も子育てができる働き方の実現
①父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可

能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長します。

②子の出生後8週間以内に父親などが育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得ができるようになります。

③労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようになりました。

仕事と介護の両立支援

①要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設けました。休暇は介護が必要な家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日です。

※常時雇用する労働者が100人以下の企業は、育児短時間勤務制度・所定外労働の免除・介護のための短期の休暇制度については、平成24年6月30日まで適用が猶予されます。

問い合わせ先 滋賀労働局雇用均等室 ☎077-5223-1190番、FAX 077-5227-3277番